

まつばら綾瀬川公園周辺エリア活用方針検討資料 作成業務委託に係る仕様書

1 件名

まつばら綾瀬川公園周辺エリア活用方針検討資料作成業務委託

2 目的

まつばら綾瀬川公園周辺エリア（別紙位置図参照。以下、「当該エリア」という。）は、市の上位計画である第四次草加市総合振興計画、まちづくりの基本となる計画（草加市都市計画マスタープラン 2017-2035）において、地域としての方針が示されている。

また、当該エリアについては、これまでも様々な検討がなされてきたとともに、「今様・草加宿推進事業（平成 17 年度(2005 年度)～平成 27 年度(2015 年度)」において、綾瀬川左岸広場（現まつばら綾瀬川公園）や綾瀬川左岸道路等の整備が進められ、今年度（令和元年度(2019 年度)）には日本文化芸術等関連施設「漸草庵 百代の過客」が整備されてきた。

このような状況において、現在暫定利用をしている「まつばら綾瀬川公園南側公共用地」の利活用については、これまでの状況を踏まえつつ、変化する社会・環境・経済状況に対応した将来的な活用の検討が求められている。

当業務においては、今後、まつばら綾瀬川公園周辺エリアの活用について、基本構想にある草加のめざす都市像「快適都市～地域の豊かさの創出～」の実現に向けた方針の検討に際し、必要となる資料の作成について専門的な知識や経験、技術を持つ者に委託することで、効果的・効率的に実施していくことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 31 日まで

4 委託料の支払方法等

業務完了払（年 1 回）

5 業務内容

まつばら綾瀬川公園周辺エリア活用方針検討資料作成に当たっては、市では次のとおり検討資料の作成方針を定めている。

（基本方針）

- ① 上位計画に沿った活用方針の検討資料を作成します。
- ② これまでの検討、整備状況等を踏まえて活用方針の検討資料を作成します。
- ③ 初期の段階から関係各課による会議を開催し、活用方針の検討資料を作成します。

本業務を進めるに当たっては、本業務の成果物となる資料をまつばら綾瀬川公園周辺エリア活用方針の検討に際し、より有益な資料とするため、基本方針を踏まえつつ、基本構想にある本市のめざす将来都市像「快適都市～地域の豊かさの創出～」の実現に寄与するとともに、「最小の経費で最大の効果」が得られる活用の検討ができる資料となるよう、先進事例や多様な専門知識・技術・経験を活かし、積極的に助言・提案を行うこととする。

(1) 現状把握に関する資料作成

① 上位計画における位置付けの整理

第四次草加市総合振興計画、まちづくりの基本となる計画（草加市都市計画マスタープラン 2017-2035）などの上位計画、公共施設等総合管理計画等をはじめとした各計画や、これまでの検討資料における、当該エリアの位置付けや方針の整理。

② 当該エリアの現状の把握

現地踏査等を含む周辺概況、地理的条件、法適用、検討課題の抽出及び整理を行う。

(2) 当該エリア活用方針に関する資料作成

① 想定規模、概算事業費の算定

市が想定する当該エリアの活用の方向性に必要な機能、施設、想定規模に関する資料を作成する。

② 施設計画図等の作成

当該エリア内の施設配置計画、建築計画等の各計画イメージを作成する。

(3) 事業手法の検討資料作成

① 事業手法の整理

市直営をはじめ、PPP／PFI等の官民連携手法の概要整理及び各手法のメリット・デメリット等について整理する。

② 事業手法の比較検討・評価

想定されるそれぞれの施設について、市直営での検討に加え、PPP／PFI等の官民連携手法の導入可能性、時間的・立地的な条件、概算事業費、活用可能な支援措置の抽出、様々な角度から課題等について整理・分析し比較検討し、簡易的な評価を行う。

③ 比較検討に当たっては、当該エリア内の土地・建物利用状況や整備状況、既存計画との関わりや緊急性等についても考慮する。

(4) 先進事例・類似事例の整理

当該エリアの現状及び想定する活用の方向性から、先進事例や類似事例について調査し、それぞれの規模、活用状況、事業手法、運営主体、運営体制、運営方法及び事業費等を整理する。

(5) 庁内会議の開催支援（会議開催は2～3回程度を想定）

- ① 庁内会議における資料や議事録の作成、進行補助等の支援
- ② 上記会議の検討結果に基づく課題等の整理

6 想定スケジュール

令和元年（2019年） 9月～12月	基礎データの収集・分析 庁内会議の運営支援
令和2年（2020年）1月	方針検討資料の第一次取りまとめ
令和2年（2020年）3月	方針検討資料の第二次取りまとめ

7 業務に要する経費

受注者は、業務に当たり、必要となる経費のすべてを負担するものとする。

8 資料の貸与

市は、業務の遂行上必要な資料で、市が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受注者は業務が完了したときに速やかに返却するものとする。

9 業務の報告

受注者は、進捗状況を随時報告するとともに、打合せの議事録を作成し提出すること。

10 成果品

- (1) まつばら綾瀬川公園周辺エリア活用方針検討資料 100部
（カラー印刷したもの）
- (2) 業務報告書 10部
（A4版、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本、カラー印刷したもの）
- (3) まつばら綾瀬川公園周辺エリア活用方針検討資料に係る資料集 一式
※「(1) まつばら綾瀬川公園周辺エリア活用方針検討資料」と一体とすることも可とする。
- (4) 各種会議、打合せ記録
- (5) 上記成果物の編集可能な電子データ及びPDFデータ（各基礎データの元データを含む。）を収録したDVD-R等

11 成果品の瑕疵

業務完了後、受注者の過失、又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、納品後といえども草加市の必要と認める補正、補足及びその他必要な措置を受注者の負担において講じるものとする。

12 その他

- (1) 受注者は、契約後、担当課と十分に協議した上で、工程表を添えた事業計画書を提出すること。
- (2) 受注者は、業務全般を掌理する専任の担当者を定め、市へ通知するものとする。
- (3) 受注者は、市役所への来庁、電子メールの活用等により担当課と密に連絡調整を図り、業務の進捗状況に支障が生じないようにすること。
- (4) 本業務のために得た資料、データ、作成した報告書及び市から提供を受けた資料については、本業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に公開、提供してはならない。
- (5) 草加市個人情報保護条例（平成12年条例第31号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (6) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (7) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に報告すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度、市と受注者が協議の上、決定するものとする。

13 委託料の限度額

4,968,000円（消費税込み）

14 問合せ先

草加市総合政策部 総合政策課 夢田
〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号
TEL：048-922-0749（直通）
FAX：048-927-4955
電子メール：sogoseisaku@city.soka.saitama.jp

別 紙 まつばら綾瀬川公園周辺エリア位置図

まつばら綾瀬川公園周辺エリアとは、以下の位置図に示す、草加市文化会館、草加市民体育館、まつばら綾瀬川公園及び南側公共用地等を含む、北側を市道1020号線、南側を県道草加流山線、東側を市道1050号線、西側を県道足立越谷線で囲まれた区域を指す。

